

# 島田市陸上競技協会 会則

## 第一章 総 則

(名 称)

第一条 本協会は、島田市陸上競技協会(以下本協会といい、略称を島田陸協という)という。

(事務所)

第二条 本協会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第三条 本協会は、島田市及び周辺地域の陸上競技を統轄し、その健全育成と普及、競技力の向上を図ることをもって、地域の体育文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第四条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 陸上競技に関する企画・運営及び研究・指導に関すること。
- (2) 島田市陸上競技大会及びその他の協議会を開催すること。
- (3) 陸上競技教室、その他を通しての青少年健全育成に関すること。
- (4) 他の主催する競技会への選手派遣に関すること。
- (5) 県陸協及び島田体協へ加盟し、その協力に関すること。
- (6) 陸上競技における審判員の要請に関すること。
- (7) 陸上競技関係者の顕彰に関すること。
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業。

(会 員)

第五条 会員は、島田市及びその周辺に居住又は勤務する陸上競技の愛好者をもって組織する。

## 第二章 役 員

第六条 本協会には次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	3名	理事長	1名	理 事	若干名
監 事	2名	顧 問、参 与		事務局長			

(正副会長)

- 第七条 1 正副会長は理事会で推選し、総会において推挙する。  
2 会長は本協会を代表し、会務を統轄する。  
3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(理事、理事長)

- 第八条 1 理事は会長の推選により、総会において決定する。  
2 理事長は理事会で推選し、総会において会長が委嘱する。  
3 理事長は、会務を掌理する。

(監 事)

- 第九条 1 監事は理事会にはかり、会長が委嘱する。  
2 監事は、本協会の業務を監査し、理事会及び総会において報告する。

(顧問・参与)

- 第十条 顧問及び参与は、本協会の功労者中より会長が推選する。

(事務局長)

- 第十一条 1 事務局長は、理事会で推選し、会長が委嘱する。  
2 事務局長は、本協会の諸事務の処理にあたる。

(任 期)

- 第十二条 1 各役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。  
2 補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第三章 会 議

(総 会)

- 第十三条 1 総会は毎年1回開催する。  
2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。  
3 総会は、次に掲げる事項について審議する。  
(1) 予算及び決算  
(2) 事業計画及び事業報告  
(3) その他重要事項

(理事会)

- 第十四条 理事会は会長が招集し、会長が議長になり、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 事業の執行に関する事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

(議 決)

第十五条 総会及び理事会は、二分の一以上(委任状を含む)の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意を得て決する。

#### 第四章 専 門 部

(専門部)

第十六条 1 本協会は、第三条に定める事業遂行のため、次の専門部を置く。  
(1) 総務部 (2) 競技部 (3) 審判部 (4) 強化普及部  
2 各専門部の組織及び運営については、細則をもって示す。

#### 第五章 経 費

(経 費)

第十七条 本協会の経費は、次によりまかなう。  
(1) 会員の会費  
(2) 寄附金及び補助金  
(3) その他の収入

(会計年度)

第十八条 本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### 第六章 附 記

(会則の改廃)

第十九条 本会則の改廃は、総会の議決によらなければならない。

(細 則)

第二十条 本会則の施行について、必要に応じて細則を設けることができる。

(慶弔規定)

第二十一条 会員の慶事・弔事については、会長と理事長の協議により、その意を表する。

(施行)

第二十二條 本會則は昭和61年4月1日より効力を生ずる。

## 専門部細則

### (設 置)

第一条 本協会会則第四章第十六条2項に基づき、専門部における必要な事項を定める。

### (目 的)

第二条 本協会会則第四条の事業を遂行するため、理事会より委任された専門事項を処理する。

### (部長等)

第三条 1 各専門部は、部長1名、副部長2名、部員若干名をもって組織する。  
2 部長は理事の中より理事長が推選し、会長が委嘱する。  
3 副部長は部長が推選し、理事長が委嘱する。  
4 部員は正副部長の推選をもとに、理事長が調整して決める。  
5 部長の任期は2年とする。

### (部 会)

第四条 1 部会は部長が招集し、司会する。  
2 部会における協議事項は、記録に残し、必要により理事会に報告する。  
3 他の部に関連ある案件については、あらかじめ関係の部長に連絡すること。

### (所管事項)

第五条 各専門部の所管事項は次のとおりとする。

#### 1 総務部

- (1) 所会議に関すること。
- (2) 関係団体との協力に関すること。
- (3) 表彰に関すること。
- (4) その他、各部に属さないこと。

#### 2 競技部

- (1) 競技会のプログラム編成及び要領作成に関すること。
- (2) 競技会の運営に関すること。
- (3) その他、競技会に関すること。

#### 3 審判部

- (1) 競技会の審判編成に関すること。
- (2) 審判講習に関すること。
- (3) その他、審判及び審判員に関すること。

4 強化普及部

- (1) 陸上競技の技術研究及び指導に関すること。
- (2) 指導者の養成に関すること。
- (3) 陸上競技教室の企画・運営に関すること。
- (4) その他、陸上競技の強化普及に関すること。

(附 則)

- 第六条
- 1 この規定に該当しない必要事項は、理事会の協議事項に加える。
  - 2 この規定の改廃は、本協会会則第十九条による。

## 経理細則

### (設 置)

第一条 この細則は、本協会会則第十七条に基づいて定める。

### (目 的)

第二条 この細則は、本協会における経理を適正に処理することを目的とする。

### (事 務)

第三条 本協会の経理は、会長が統轄し、事務は会長が委嘱した経理取扱者が処理する。

### (報 告)

- 第四条
- 1 会長は、経理の状況を理事会に報告すると共に、年一回会計監査を受ける。
  - 2 会長は、会計年度末に決算をおこない、理事会の承認を得て総会において報告する。

### (会 費)

第五条 本協会の会費は、会員一人年額二千円とし、年度初めに納付する。ただし、中高生からは徴収しない。